

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会に対する特別指導監査の実施結果について

福祉部 福祉総務課

綾瀬市は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会において、職員による金銭の不正取得が発覚したことを受け、社会福祉法第56条に基づき、特別指導監査を実施しましたが、定款等に抵触する事項が認められたため、令和5年5月1日付で社会福祉法人監査実施要綱に基づく文書指摘を実施しました。

1 監査対象法人

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（所在地：綾瀬市深谷中4-7-10）

2 監査実施日

令和5年4月19日（水）

3 監査種別

特別指導監査

4 指導監査の結果

ア 定款等に抵触する指摘事項

文書指摘の内容	改善状況
ボランティア活動保険の申込代行業務が適正に行われていないことから、速やかに改善すること。	改善済
本来業務として預かることのない団体の通帳を職員が独断で預かる事例が見受けられたことから、速やかに改善すること。	改善済
団体事務の資金管理が適切に行われていないことから、速やかに改善すること。	改善済

イ 職員の公金着服に係る指摘事項

文書指摘の内容	対応状況
公金の着服について、社会福祉法人として運営上の原因・問題を説明すること。	対応済
適切に法人運営が行われるよう、具体的な再発防止策を示すこと。	対応済

5 指導監査の結果に係る本市の対応

- ・令和５年度に実施を予定している一般指導監査（定期指導監査）において、職員の公金着服に係る業務管理体制等の是正状況を再度確認するとともに、確実な改善を促す。改善報告のあった事項について適正な改善が認められない場合には、社会福祉法第５６条第４項に基づく改善勧告の発出を検討する。